○関東地方整備局告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第千九百二十三号前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、群馬都市計画、新町都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、大胡都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、北橘都市計画、富士見都市計画、宮城都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道事業利根川上流流域下水道（県央処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十三年十二月二十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千五百五十七号太田都市計画及び館林都市計画下水道事業利根川左岸流域下水道（西邑楽処理区）

三　事業施行期間　自平成三年八月二十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第八十三号伊勢崎都市計画、赤堀都市計画、東都市計画及び太田都市計画下水道事業利根川佐波流域下水道（佐波処理区）

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第四十二号行田都市計画公園事業九・六・〇一号さきたま古墳公園

三　事業施行期間　自昭和六十年十二月十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十二年建設省告示第四百二十二号、昭和六十三年建設省告示第四十二号、平成四年建設省告示第六百八十四号、平成九年建設省告示第八百六十三号及び平成十七年関東地方整備局告示第二百四十五号の事業地のうち行田市大字樋上字鴻池地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千九百六十二号羽生都市計画公園事業九・六・〇一号羽生水郷公園

三　事業施行期間　自平成四年十二月十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更無し

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千七百五十三号幸手都市計画公園事業九・五・〇一号権現堂公園

三　事業施行期間　自昭和六十年十二月十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更無し

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第二千六十四号越谷都市計画公園事業五・五・三百一号緑の丘公園

三　事業施行期間　自昭和六十年十二月十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更無し

使用の部分　なし